

## 岡山市契約公報発行規則

平成21年3月31日

市規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に関し、必要な事項を一般に周知させるため、岡山市契約公報（以下「契約公報」という。）の発行について必要な事項を定めるものとする。

(登載事項)

第2条 契約公報には、次に掲げる事項を登載する。

- (1) 岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第4条、第7条及び第12条の規定による公示又は同規則第6条に規定する公告
- (2) 岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成21年市水道局管理規程第18号）第4条、第7条及び第12条の規定による公示又は同規程第6条に規定する公告
- (3) 岡山市市場事業部物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成21年市市場事業部管理規程第1号）第4条、第7条及び第12条の規定による公示又は同規程第6条に規定する公告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(発行日)

第3条 契約公報は、随時に発行するものとする。

(発行番号)

第4条 契約公報には、暦年で、発行の順序により連続した番号を付すものとする。

(閲覧)

第5条 契約公報は、財政局財務部契約課、総務局総務部行政事務管理課情報公開室及び各区役所に備え置くほか、インターネット上の岡山市ホームページに掲載することによ

り，一般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか，契約公報の発行に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市規則第79号）

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第81号）

この規則は，平成30年4月1日から施行する。